

印刷製造請負の取扱いについて

事業者からの主な質問に関して、次のとおり回答を掲載しております。

質問	回答
オンデマンド印刷の機器しか保有していない業者が一般印刷及びフォーム印刷の案件に参加できるのか。	一般印刷及びフォーム印刷について、オンデマンド印刷は不可としますので、オンデマンド印刷機器しか保有していない業者は参加できません。 なお、オンデマンド印刷を認める印刷物については、その旨を仕様書に記載しますので、当該案件に限って参加できます。
校正等を行う中で、工程が変更となった場合も、その都度工程表を提出しなければならないのか。	受注者は契約締結後、遅滞なく、工程表を発注者に提出しなければなりません。 都度、工程表の提出は求めませんが、履行期間又は仕様書等が変更された場合は、工程表の再提出を求めます。(※)
請負代金内訳書について様式は定まっているのか。	一般印刷及びフォーム印刷の入札案件については、契約締結時に請負代金内訳書を提出しなければなりません。が、様式については、参考様式として「設計書ダウンロード」に掲載しますので、それを参考に作成してください。
契約保証金の免除に関して、国、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結したことを証する書類については、1件の提出でよいのか。	件数は問いませんが、国、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結したもののうち過去2箇年の間に履行期限を迎えたものを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに免除要件に該当します。
オープンカウンタの案件についても契約保証金は納付しなければならないのか。	オープンカウンタの案件については、契約保証金は免除する取扱いとします。
契約締結後に一部下請負承諾書を提出したが、承諾されなかった場合はどうなるのか。	下請けについては、事前に認めた工程のみであり、下請けが認められない場合は、全ての工程について自ら製造を行わなければなりません。
製造の完了検査は契約検査課で行うのか。	製造の完了検査については、発注課が行います。

※「印刷物調達に係る説明会（令和2年9月24日開催）」での内容から一部変更しています。